

各務原市入札後審査方式一般競争入札実施要領

(平成16年11月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。以下「工事」という。）、物品の調達等における入札・契約手続について、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保するとともに、入札参加者の負担軽減及び入札事務の効率化を図ることを目的として実施する「入札後審査方式一般競争入札」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「入札後審査方式一般競争入札」とは、一般競争入札に参加するための事前の申請手続を簡略化し、入札後に最低価格入札者から順に入札参加資格の審査を行い、適格である者を落札者として決定する入札方式をいう。

(対象)

第3条 入札後審査方式一般競争入札に付する契約は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 土木一式工事及びほ装工事 設計額等が4千万円以上のもの
- (2) 前号に掲げる以外の工事 設計額等が1億円以上のもの
- (3) 物品の調達 設計額等が1億円以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、契約の内容から、各務原市指名業者審査委員会規程（昭和62年訓令第2号）に規定する委員会（第6条において「委員会」という。）が必要と認めるときは、入札後審査方式一般競争入札を行うことができるものとする。

(入札の公告)

第4条 市長は、入札後審査方式一般競争入札を実施しようとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び各務原市契約規則（昭和39年規則第9号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告するものとする。

2 前項に規定する公告は、各務原市公告式条例（昭和38年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示及び市ウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）に関する事項として、次の事項を公告するものとする。

- (1) 各務原市競争入札参加者名簿に登載されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札の公告を行う日から開札を行う日までの間に、各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁。以下「参加資格停止要綱」という。）に基づく資格停止の措置の対象となっていない者であること。

- (4) 工事の請負契約については、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札日前1年7ヶ月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定した者で、本市の参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 入札の公告を行う日から開札を行う日までの間に、各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 工事の請負契約については、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) その他必要と認める事項
（参加資格の決定）

第6条 前条の参加資格は、委員会の審議に付し、決定するものとする。

（設計図書等の閲覧等）

第7条 設計図書、仕様書その他の資料については、次に掲げる方法のうち市長が指定する方法により示すものとし、その旨並びに期間及び場所については、公告において明らかにするものとする。

(1) 閲覧（貸出を含む。）

(2) 電子データの掲載

2 前項の規定により示した設計図書、仕様書その他の資料について質問がある場合は、質問書（質問事項を記載した書面（任意様式））を電子メール又はファクシミリにより提出することができるものとし、質問書の提出期間及び提出先については、公告において明らかにするものとする。

3 前項に規定する質問書の提出があった場合は、その質問に対し回答するものとし、質問に対する回答方法等については、公告において明らかにするものとする。

（入札参加申請）

第8条 市長は、入札に参加しようとする者に対して、一般競争入札参加申請書（様式第1

号、様式第1号の2又は様式第2号)の提出を求めるものとし、提出期間及び提出方法については、公告において明らかにするものとする。

(入札及び開札の執行)

第9条 入札書の提出期間及び提出方法並びに開札の日時及び場所については、公告において明らかにするものとする。

2 開札は、入札者又はその代理人(以下「入札者等」という。)を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であって、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者等及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

3 工事の請負契約については、入札書の提出に際して、工事費内訳書の提出を求めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

4 契約担当者(規則第7条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者として決定し、落札者の決定を保留した上で、開札を終了するものとする。

5 落札候補者の入札額が、低入札価格調査基準価格を下回った場合は、落札候補者に対し、低入札価格調査制度に基づく調査を行う旨を通知するものとする。

6 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定するものとする。

(参加資格の審査及び落札決定)

第10条 市長は、開札終了後、落札候補者から一般競争入札参加資格審査申請書(様式第3号、様式第3号の2又は様式第4号)及び入札参加資格確認資料(以下「入札参加資格審査申請書等」という。)の提出を求め、参加資格の審査を行い、審査の結果、参加資格を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

2 前項に規定する入札参加資格審査申請書等は、市長が指定した日(前項の提出を求めた日の翌日から起算して2日以内(市の休日(各務原市の休日を定める条例(平成3年条例第6号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。))を除く。)の日)までに持参により提出するものとする。

3 落札者を決定した場合は、落札者及び入札参加者に対し、速やかに通知するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

4 第1項の審査及び落札決定は、原則として、入札参加資格審査申請書等の提出があった日の翌日から起算して2日以内(市の休日を除く。)に行うものとする。ただし、低入札価格調査制度に基づく調査を実施する場合はこの限りでない。

5 第1項の審査の結果、参加資格を満たしていない場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を新たに落札候補者とし、速やかに電話連絡により入札参加

資格審査申請書等の提出を求め、審査を行うものとする。(落札者が決定するまでは、同様の手続を順次行うものとする。)この場合、市長が指定した日(電話連絡した日の翌日から起算して2日以内(市の休日を除く。))の日)までに入札参加資格審査申請書等を提出させ、原則として、提出のあった日の翌日から起算して2日以内(市の休日を除く。)に落札決定を行うものとする。

6 第1項又は前項の審査の結果、参加資格を満たしていないと認められた者に対し、入札参加資格不適合通知書(様式第5号、様式第5号の2又は様式第6号)を送付するものとする。

7 議会の議決を必要とする請負契約の入札については、落札者が本契約を締結するまでの間において、参加資格のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しない場合がある旨を公告において明らかにするものとする。この場合において、第5条第3号及び第6号中「開札日まで」とあるのは「本契約を締結するまで」と読み替えるものとする。

(参加資格を満たしていないと認められた者に対する理由の説明)

第11条 参加資格を満たしていないと認められた者は、前条第6項の通知をした日の翌日から起算して7日以内(市の休日を除く。)に、市長に対して、その理由についての説明を書面により求めることができるものとする。

2 参加資格を満たしていないと認められた者が説明を求める場合は、書面(任意様式)を持参により提出するものとする。

3 契約担当者は、第1項の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して10日以内(市の休日を除く。)に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

4 前3項の手続は、前条の事務の執行を妨げないものとする。

(入札の無効)

第12条 第4条の規定により行った公告に示した参加資格のない者及び虚偽の申告を行った者のした入札並びに規則第14条及び各務原市競争入札心得に違反した入札は無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

(入札結果の公表)

第13条 契約担当者は、落札決定したときは、遅滞なく、入札結果を市ウェブサイトに掲載するとともに、契約担当課において閲覧に供することにより公表するものとする。

(契約の時期)

第14条 各務原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第4号)第2条の規定により議会の議決が必要な工事については、落札者の決定後、請負契約(仮契約)を締結し、議決後に本契約となるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(その他)

第15条 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 入札参加資格審査申請書等に虚偽の記載をした場合は、参加資格停止要綱に基づき資格停止の措置の対象となることがある旨を、公告において明らかにするものとする。

3 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月1日決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成18年10月26日決裁)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

2 この要領による改正後の各務原市建設工事入札後審査方式一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う入札から適用する。

附 則 (平成20年3月31日決裁)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月10日決裁)

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月1日決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日決裁)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日決裁)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月16日決裁)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月18日決裁)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月15日決裁)

1 この要領は、令和2年4月20日から施行する。

2 この要領による改正後の各務原市建設工事入札後審査方式一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告を行う契約から適用し、同日前に公告を行った契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年9月30日決裁)

1 この要領は、令和2年11月16日から施行する。

2 この要領による改正後の各務原市建設工事入札後審査方式一般競争入札実施要領の規定

は、この要領の施行の日以後に入札の公告を行う契約から適用し、同日前に公告を行った契約については、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日決裁）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

一般競争入札参加申請書

（入札後審査方式一般競争入札：単体用）

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

各務原市が発注する次の工事の一般競争入札に参加したいので申請します。
なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告日 年 月 日
- 2 工事名等
 - (1) 契約番号
 - (2) 工事名
- 3 入札参加資格
 - (1) 資格者番号
 - (2) 建設業許可
 - ①業 種 工 事
 - ②許可番号 許可（ — ）第 号
 - (3) 経営事項審査
 - ①有効期限 年 月 日
 - ②総合評定値
- 4 連絡先
 - 所 属
 - 氏 名
 - 電 話 （ ） — FAX （ ） —

- (注) 1 事前確認の結果、入札参加資格を満たしていないと認められた者は、入札に参加できないものであること。なお、当申請書の提出がない者についても同様とする。
- 2 3の(1)は、資格者名簿の資格者番号を記載すること。
 - 3 3の(2)及び(3)②は、入札公告において示す入札参加資格に係る工種について記載すること。

様式第1号の2（第8条関係）

一般競争入札参加申請書

（入札後審査方式一般競争入札：単体用）

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

各務原市が発注する次の一般競争入札に参加したいので申請します。
なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札公告日 年 月 日

2 件名等

（1）契約番号

（2）件名

3 連絡先

所属

氏名

電話（ ） — FAX（ ） —

（注）1 事前確認の結果、入札参加資格を満たしていないと認められた者は、入札に参加できないものであること。なお、当申請書の提出がない者についても同様とする。

様式第2号（第8条関係）

一般競争入札参加申請書

（入札後審査方式一般競争入札：JV用）

年 月 日

（宛先）各務原市長

共同企業体の事務所の所在地

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

構成員 住 所

（代表者） 商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

各務原市が発注する次の工事の一般競争入札に参加したいので申請します。

なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札公告日 年 月 日

2 工事名等

（1）契約番号

（2）工事名

3 入札参加資格

商号又は名称	(1) 資格者 番号	(2) 建設業許可		(3) 経営事項審査		出資 比率
		①業種	②許可番号	①有効期限	②総合 評定値	
		工事	許可 (-) 第 号	年 月 日		%
			許可 (-) 第 号	年 月 日		%

4 連絡先 所属

氏名

電話 () - FAX () -

(注) 1 事前確認の結果、入札参加資格を満たしていないと認められた者は、入札に参加できないものであること。なお、当申請書の提出がない者についても同様とする。

2 3の(1)は、資格者名簿の資格者番号を記載すること。

3 3の(2)及び(3)②は、入札公告において示す入札参加資格に係る工種について記載すること。

4 構成員数に応じて適宜記載すること。

一般競争入札参加資格審査申請書

(入札後審査方式一般競争入札：単体用)

(宛先) 各務原市長

契約番号
工事名
工事場所

上記工事の確認資料として、次の関係書類を添えて申請します。また、定められた入札参加資格のうち、2に掲げる全ての事項に該当すること、並びにこの申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1. 添付書類

- ① 工事施工実績書
- ② 配置予定技術者の名簿
- ③ 総合評定値通知書の写し
- ④ 営業年数を証明できる書類

2. 誓約事項

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 入札公告日から開札日までの間に、各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）に基づく資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定した者で、本市の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ④ 対象工事に係る設計業務等の受託者でない者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がない者であること。
- ⑤ 入札公告日から開札日までの間に、各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑥ 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

住 所
商号又は名称
代表者氏名

一般競争入札参加資格審査申請書

(入札後審査方式一般競争入札：単体用)

(宛先) 各務原市長

契約番号
件 名
場 所

上記の確認資料として、次の関係書類を添えて申請します。また、定められた入札参加資格のうち、2に掲げる全ての事項に該当すること、並びにこの申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1. 添付書類

- ・契約実績

2. 誓約事項

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 入札公告日から開札日までの間に、各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）に基づく資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定した者で、本市の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ④ 入札公告日から開札日までの間に、各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

住 所
商号又は名称
代表者氏名

一般競争入札参加資格審査申請書

(入札後審査方式一般競争入札：JV用)

(宛先) 各務原市長

契約番号

工事名

工事場所

上記工事の確認資料として、次の関係書類を添えて申請します。また、定められた入札参加資格のうち、2に掲げる全ての事項に該当すること、並びにこの申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1. 添付書類

- ① 特定建設工事共同企業体協定書
- ② 構成員一覧表
- ③ 工事施工実績書
- ④ 配置予定技術者名簿
- ⑤ 総合評定値通知書の写し
- ⑥ 営業年数を証明できる書類

2. 誓約事項

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 入札公告日から開札日までの間に、各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）に基づく資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定した者で、本市の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ④ 対象工事に係る設計業務等の受託者でない者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がない者であること。
- ⑤ 入札公告日から開札日までの間に、各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑥ 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

共同企業体の事務所の所在地

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

構成員 住所

(代表者) 商号又は名称

代表者氏名

構成員 住所

商号又は名称

代表者氏名

様式第5号（第10条関係）

入札参加資格不適合通知書

（入札後審査方式一般競争入札：単体用）

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 様

各務原市長

さきに入札を執行した次の工事に係る入札参加資格について、審査の結果、資格がないと認めたので通知します。

なお、各務原市契約規則第14条の規定に基づき、あなたが行った入札は無効とします。

入札公告日	
入札日	
契約番号	
工事名	
工事場所	
入札参加資格がないと認めた理由	

なお、この通知に疑義がある場合は、各務原市長に対して、その理由について説明を求めることができますので、その旨を記載した書面を次により提出してください。

- 1 提出期限 年 月 日まで（市の休日（各務原市の休日を定める条例（平成3年条例第6号）第1条第1項各号に掲げる日）を除く。）
- 2 提出時間 午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- 3 提出場所

様式第5号の2（第10条関係）

入札参加資格不適合通知書

（入札後審査方式一般競争入札：単体用）

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 様

各務原市長

さきに入札を執行した次の契約に係る入札参加資格について、審査の結果、資格がないと認めたので通知します。

なお、各務原市契約規則第14条の規定に基づき、あなたが行った入札は無効とします。

入札公告日	
入札日	
契約番号	
件名	
場所	
入札参加資格がないと認めた理由	

なお、この通知に疑義がある場合は、各務原市長に対して、その理由について説明を求めることができますので、その旨を記載した書面を次により提出してください。

- 1 提出期限 年 月 日まで（市の休日（各務原市の休日を定める条例（平成3年条例第6号）第1条第1項各号に掲げる日）を除く。）
- 2 提出時間 午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- 3 提出場所

様式第6号（第10条関係）

入札参加資格不適合通知書

（入札後審査方式一般競争入札：JV用）

年 月 日

共同企業体の名称

代表者

構成員 様

構成員

各務原市長

さきに入札を執行した次の工事に係る入札参加資格について、審査の結果、資格がないと認めたので通知します。

なお、各務原市契約規則第14条の規定に基づき、あなたが行った入札は無効とします。

入札公告日	
入札日	
契約番号	
工事名	
工事場所	
入札参加資格がないと認めた理由	

なお、この通知に疑義がある場合は、各務原市長に対して、その理由について説明を求めることができますので、その旨を記載した書面を次により提出してください。

- 1 提出期限 年 月 日まで（市の休日（各務原市の休日を定める条例（平成3年条例第6号）第1条第1項各号に掲げる日）を除く。）
- 2 提出時間 午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- 3 提出場所